

○内閣府令第一号
文部科学省

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第三十四号）の施行に伴い、及び地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十一年政令第百七十七号）附則第三条の規定に基づき、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年九月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄
文部科学大臣 永岡 桂子

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(用語)

第一条 この命令において使用する用語は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び同法に基づく文部科学省令において使用する用語の例による。

附 則

(専門職学科)

第三条 令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学（専門職大学を除く。）の学部又は学部の学科にあつては大学設置基準第四十二条第二項の規定により組織する専門職学部又は同条第一項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学（専門職短期大学を除く。）の学科にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の規定により教育課程を編成する専門職学科とする。

改正前

(用語)

第一条 この命令において使用する用語は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び同法に基づく文部科学省令において使用する用語の例による。

附 則

(専門職学科)

第三条 令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学（専門職大学を除く。）の学部又は学部の学科にあつては大学設置基準第四十二条の四第二項の規定により組織する専門職学部又は同条第一項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学（専門職短期大学を除く。）の学科にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の四の規定により教育課程を編成する専門職学科とする。

附 則

この命令は、令和四年十月一日から施行する。